

熊本県道路交通規則(昭和47年2月24日 公安委員会規則第1号)

第7章 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等

(緊急自動車指定等の手続)

第34条 令第13条第1項の規定による申請は、別記様式第26号の申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 公安委員会は、前項の申請に基づき緊急自動車の指定をしたときは、申請者に別記様式第27号の緊急自動車指定証(以下「指定証」という。)を交付するものとする。

3 緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車に、その指定証を備えなければならない。

4 緊急自動車の指定を受けた者は、指定証の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第28号の記載事項変更届により、速やかに公安委員会に届出て指定証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 緊急自動車の指定を受けた者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第29号の再交付申請書により指定証の再交付を受けなければならない。

6 緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなったとき、又は指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見し若しくは回復したときは、速やかに別記様式第30号の返納届に当該指定証を添えて公安委員会に返納しなければならない。

(道路維持作業用自動車指定等の手続)

第35条 令第14条の2第2号の規定による申請については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「緊急自動車」を「道路維持作業用自動車」と読み替えるものとする。

(緊急自動車届出等の手続)

第36条 令第13条第1項の規定による届出は、別記様式第26号の届出書を公安委員会に届出て行うものとする。

2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、届出者に別記様式第27号の届出確認証を交付するものとする。

3 第1項の届出をした者は、当該届出に係る自動車に、その届出確認証を備えなければならない。

4 第1項の届出をした者は、届出書の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第28号の記載事項変更届により、速やかに公安委員会に届出て、届出

確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

- 5 第1項の届出をした者は、届出確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第29号の再交付申請書により、届出確認証の再交付を受けなければならない。
- 6 第1項の届出をした者は、当該届出に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなったとき、又は届出確認証の再交付を受けた後において亡失した届出確認証を発見し若しくは回復したときは、速やかに別記様式第30号の返納書に当該届出確認証を添えて公安委員会に返納しなければならない。

(道路維持作業用自動車届出等の手続)

第36条の2 令第14条の2第1号の規定による届出については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「緊急自動車」を「道路維持作業用自動車」と読み替えるものとする。